

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった自己情報部分開示決定で不開示とした情報のうち、別表の「開示すべき部分」欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、平成29年10月27日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「広島県〇〇における〇〇法の適用の書類」の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

請求書に記載された「〇〇法」が不明であること及び開示請求者自身の情報の開示を求めることが明記されていないことから、実施機関における自己情報開示請求の受付窓口である総務局総務課が、平成29年10月31日付けで「〇〇法」の正式名称及び当該法律が開示請求者自身に適用された書類の開示を求める趣旨であるか否かを明らかにするよう補正の通知をしたところ、平成29年11月13日、法律の正式名称は「精神衛生に関する法律」であること及び当該法律が開示請求者自身に適用された書類の開示を求めるものである旨の回答があった。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、補正された本件請求に対し、次の文書を保有個人情報として特定し、（6）、（7）及び（9）を除く各文書（以下「本件対象情報」という。）に条例第14条第3号及び第7号の不開示情報に該当する情報が記載されていることを理由に自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年11月24日付けで審査請求人に通知した。

- （1）精神障害者の発見通報について（以下「文書1」という。）
- （2）診察通知書（以下「文書2」という。）
- （3）診察指示書（以下「文書3」という。）
- （4）措置入院に関する診断報告書（以下「文書4」という。）
- （5）措置入院に関する診断書（以下「文書5」という。）
- （6）診察結果通知書
- （7）入院通知書
- （8）入院措置通知書（以下「文書8」という。）
- （9）措置入院者等搬送業務実施通知書
- （10）措置入院に関する事前調査及び移送記録票（以下「文書10」という。）
- （11）措置入院のための移送に関する診察記録票（以下「文書11」という。）
- （12）措置入院費自己負担額決定通知書（以下「文書12」という。）
- （13）措置入院者の症状消退届（以下「文書13」という。）

(14) 入院措置解除通知書（以下「文書14」という。）

3 審査請求

審査請求人は、平成30年1月4日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- ・ 処分のプロセスに疑義があるため。ことに、義務者は両親であることが明白であるのに、隠す意図が不明である。
- ・ 保護義務者が隠されているのが不明。
- ・ 「〇〇〇〇〇」であれば字数が少なすぎる。
- ・ 「〇〇〇〇〇」とすればつながってくる。
- ・ 職業は「医師」 続柄は「他人」これは即ち〇〇ではないか。
- ・ 「通報受理の状況」を隠すのが不明。
- ・ 「通報の必要性」も同じ。
- ・ 「その他参考云々」も同じ。父母とは別居と書かれているもの。
- ・ 通知書は父である。（故人）
- ・ 「指示書」は〇〇病院長と〇〇と思われる。
- ・ 「診断報告書①」は〇〇病院長。又、立会者は〇〇1人である。
- ・ 「診断報告書②」は字がへたくソなので〇〇のもの。
- ・ 「現病歴」は隠す必要がない。「ぞくがら」は他人である。
- ・ 「立会者氏名」は〇〇のみ。
- ・ 「保護者」の住所は〇〇のもの。「その他」もおかしい。
- ・ 「指定医」は〇〇である。
- ・ 「負担決定通知書」の保護者は〇〇である。
- ・ 主治医は〇〇である。「しかし」より前は〇〇。あとは〇〇のもの。
- ・ 「解除通知」は〇〇のもの。
- ・ 条例第11条1項は、公開及び非公開情報があることを前提としており、又第14条の7項のいずれにも該当しないことにより、法の下の実質的平等に反する。
- ・ さらに第15条1項に言う「第三者」が不明である。第11条1項と整合性がとれない。

また、審査請求人は、実施機関が弁明書に記載した本件処分を行った理由の語尾を言い換え、反対の意味にすることで、実施機関が本件処分を行った理由の全てを否定していた。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

1 根拠法令について

- (1) 条例第14条本文は、実施機関が保有する個人情報の開示義務を規定し、同条各号において、開示義務の例外として不開示情報について規定する。
- (2) 条例第14条第3号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を不開示とする旨を規定する。同号にはただし書として、同号ただし書イからハマまでに掲げる情報に該当する場合、同号の規定の適用を除外する旨を規定しており、当該規定を除外する情報として、同号ただし書イでは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、同号ただし書ロでは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」を、同号ただし書ハでは「当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」をそれぞれ規定する。
- (3) 条例第14条第7号では、「県の機関（略）が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とする旨を規定しており、同号へにおいて、次に掲げるおそれがあるものとして、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」があるものを規定する。

2 本件処分における条例の適用について

- (1) 保護義務者、現任保護者及び保護者の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、住所、電話番号及び職業について

文書1、文書2、文書8、文書10、文書12、文書13及び文書14に記載された保護義務者、現任保護者及び保護者（以下「本件保護者等」という。）の氏名、性別、生年月日、年齢、続柄、住所、電話番号及び職業（以下「本件保護者等情報」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報内容から開示請求者以外の特定の個人を識別し得る情報のため、条例第14条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書イないしハの該当性についてみるに、本件保護者等は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第28条第1項にいう「現に本人の保護の任に当たって

いる者」であると解されるところ、同法上、「現に本人の保護の任に当たっている者」の情報を被通報者・被診察者（開示請求者）に対して通知することを予定している規定は見当たらないから、本件保護者等情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報ではなく、知ることが予定されている情報でもない。また、本件保護者等情報は慣行として開示請求者が知ることができる情報ないし知ることが予定されている情報であるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

そして、本件保護者等情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるといえる特段の理由があるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件保護者等である「現に本人の保護の任に当たっている者」とは、前記のとおりその日常生活において実質的に保護の任に当たっている者であるから、本件保護者等は、条例第14条第3号ただし書ハに規定する「公務員等」には該当しないため、本件保護者等情報は、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件保護者等情報は条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(2) 精神保健指定医の氏名及び印影について

文書3、文書4、文書5、文書10、文書11及び文書13に記載された精神保健指定医（以下「本件指定医」という。）の氏名及び印影（以下「本件指定医情報」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報内容から開示請求者以外の特定の個人を識別し得る情報のため、条例第14条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書イないしハの該当性についてみるに、本件指定医情報における精神保健指定医とは、精神保健福祉法第18条第1項の規定により厚生労働大臣が指定した精神保健指定医の中から、知事が、個別の事案ごとに診察を行うことを委嘱した精神保健指定医であり、同法上、当該精神保健指定医の氏名を被通報者・被診察者（開示請求者）に対して通知することを予定している規定は見当たらないから、本件指定医情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報ではなく、知ることが予定されている情報でもない。また、本件指定医情報は慣行として被通報者・被診察者（開示請求者）が知ることができる情報ないし知ることが予定されている情報であるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

そして、本件指定医情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるといえる特段の理由があるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書ロにも該当しない。

さらに、精神保健福祉法第29条第1項の規定による入院を必要とするかどうかの判定を行う精神保健指定医は、精神保健福祉法第19条の4第2項第1号の規定により公務員としてその職務を行うのであるが、条例第14条第3号ただし書ハでは、公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を開示することとしているところ、精神保健指定医の氏名は、職務遂行の内容に係る情報ではな

いたため、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件指定医情報は条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(3) 診察に立ち会った者の氏名、性別、続柄及び年齢について

文書5に記載された審査請求人の診察に立ち会った者（以下「本件診察立会者」という。）の氏名、性別、続柄及び年齢（以下「本件診察立会者情報」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報内容から開示請求者以外の特定の個人を識別し得る情報のため、条例第14条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書イないしハの該当性についてみるに、本件診察立会者とは、精神保健福祉法第28条第2項に規定する「後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者」と解されるどころ、同法上、「後見人、又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者」の氏名等を被通報者・被診察者（開示請求者）に対して通知することを予定している規定は見当たらないから、本件診察立会者情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報ではなく、知ることが予定されている情報でもない。また、本件診察立会者情報は慣行として被通報者・被診察者（開示請求者）が知ることができる情報ないし知ることが予定されている情報であるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

そして、本件診察立会者情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるといえる特段の理由があるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件診察立会者とは、前記のとおり精神保健福祉法第28条第2項に規定する「後見人又は保佐人、親権を行う者、配偶者その他現に本人の保護の任に当たっている者」であるから、本件診察立会者は、条例第14条第3号ただし書ハに規定する「公務員等」には該当しないため、本件診察立会者情報は、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件診察立会者情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(4) 同行者の氏名について

文書10に記載された審査請求人の移送に係る同行者の氏名（以下「本件同行者情報」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報内容から開示請求者以外の特定の個人を識別し得る情報のため、条例第14条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書イないしハの該当性についてみるに、本件同行者情報における同行者とは、精神保健福祉法第29条の2の2第1項に規定する「移送」の際の同行者であると解されるどころ、同法上、同行者の氏名を被診察者（開示請求者）に対して通知することを予定している規定は見当たらないから、本件同行者情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報では

なく、知ることが予定されている情報でもない。また、本件同行者情報は慣行として被診察者（開示請求者）が知ることができる情報ないし知ることが予定されている情報であるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

そして、本件同行者情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるといえる特段の理由があるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件同行者情報における同行者とは、前記のとおり、精神保健福祉法第29条の2の2第1項に規定する「移送」の際の同行者であるから、当該同行者は、条例第14条第3号ただし書ハに規定する「公務員等」には該当しないため、本件同行者情報は、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、本件同行者情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(5) 主治医の氏名について

文書13に記載された主治医の氏名（以下「本件主治医情報」という。）は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、その情報内容から開示請求者以外の特定の個人を識別し得る情報のため、条例第14条第3号本文に該当する。

次に、同号ただし書イないしハの該当性についてみるに、本件主治医情報が記載された文書13とは、精神保健福祉法第29条の5及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第9条に規定する措置症状の消退届であるところ、これは精神保健福祉法第29条の5の規定により都道府県知事に提出されるものであって、措置入院者（開示請求者）に提出されるものではなく、他に同法上、当該主治医の氏名を措置入院者（開示請求者）に対して通知することを予定している規定は見当たらないから、本件主治医情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報ではなく、知ることが予定されている情報でもない。また、本件主治医情報が慣行として被診察者（開示請求者）が知ることができる情報ないし知ることが予定されている情報であるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

そして、本件主治医情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報であるといえる特段の理由があるとはいえないため、条例第14条第3号ただし書ロにも該当しない。

さらに、本件主治医情報における主治医は、条例第14条第3号ただし書ハに規定する「公務員等」には該当しないため、本件主治医情報は、同号ただし書ハに該当しない。

したがって、これらの情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため、不開示とした。

(6) 「1 通報受理の状況」及び「3 通報の必要性」の情報について

文書1の「精神障害者と認めた理由」欄に記載された「1 通報受理の状況」及び「3 通報の必要性」の情報（以下「本件通報情報」という。）は、精神保健福祉法第23条の規定に基づく警察官の職務に関する情報である。

そのため、本件通報情報は、条例第14条第7号に規定する「県の機関（略）が行う事務（略）に関する情報」に該当する。

そして、本件通報情報は、警察官に対する通報の状況や警察官の精神保健福祉法第23条の通報の有無に関する判断内容（同条に規定する「精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあると認められる者」の要件該当性の判断）が含まれ、被通報者にとって望ましいとはいえない事項が多々含まれている。

そうすると、本件通報情報が開示されることとなれば、警察官に対して通報者が通報をためらったり、警察官がその率直な意見や判断の記載をためらったりすることが予想され、その結果、同法第23条の通報の有無に関する判断に支障が生じるおそれがあるため、本件通報情報は、条例第14条第7号に規定する「当該事務（略）の性質上、当該事務（略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。

したがって、本件通報情報は、同号に該当するため、不開示とした。

(7) 「生活歴及び現病歴」欄の情報並びに当該情報の陳述者の氏名及び続柄について

文書5の「生活歴及び現病歴」欄に記載された開示請求者の生活歴及び現病歴（以下「本件生活歴情報」という。）は、精神保健指定医が精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づいて開示請求者を診察し、診察結果を基にして作成した診断書に記載された情報であるところ、この診察は、同法第28条の2に規定する「精神障害者であり、かつ、医療及び保護のために入院させなければその精神障害者のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがあるかどうか」の判断をするために行われたものである。そのため、本件生活歴情報は、同法所定の要件を基礎付ける具体的な事実関係であって、かつ、精神保健指定医としての専門的知識及び経験に基づいて記載される情報であり、条例第14条第7号へに規定する「個人の（略）診断（略）に係る事務に関する情報」である。

また、本件生活歴情報の陳述者の氏名及び続柄（以下「本件陳述者情報」という。）は、県の機関が行う事務である精神保健指定医による上記診断に関する情報の一部を構成するものとして、同号柱書に規定する「県の機関（略）が行う事務（略）に関する情報」に該当する。

精神保健福祉法第27条第1項の規定に基づく精神保健指定医による診察は、通常の医師と患者の診療契約関係とは異なり、知事の指定によるものであって、精神保健指定医は、通常の診療契約に基づく場合のように診療内容を被診療者やその家族に対して知らせる義務を負うものではない。また、本件生活歴情報は、同法第28条の2に規定する要件を基礎付ける具体的な事実関係に関する情報であるから、被診察者の生活状況に関するプライバシーが多く含まれている。

このように、本件生活歴情報及び本件陳述者情報を開示すれば、精神保健指定医や陳述者が率直な意見の提供や判断の記載をためらったりすること予想され、その結果、同法第27条の診察に関する判断に支障が生じるおそれがあるた

め、本件生活歴情報及び本件陳述者情報は、条例第14条第7号に規定する「当該事務（略）の性質上、当該事務（略）の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する（本件生活歴情報については、同号へに規定する「個人の（略）診断（略）に関する事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」があるものにも該当する。）。

したがって、本件生活歴情報及び本件陳述者情報は、条例第14条第7号に該当するため、不開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象情報について

本件対象情報は、平成19年に審査請求人を措置入院させたことに関する情報である。

措置入院は、精神保健福祉法第29条の規定に基づいて、医療及び保護のために、自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれのある者を都道府県知事の権限で指定病院に入院させる制度である。措置入院の必要性については、精神保健福祉法第29条第2項の規定により、指定医2名以上が診察し、判断することとされている。

開示請求の対象となった審査請求人の措置入院に関しては、平成〇年〇月〇日、〇〇警察署長が精神保健福祉法第24条（当時。現行法では第23条）の規定に基づき、〇〇地域保健所長（当時）に、審査請求人を被通報者とする通報を行い、当該保健所長は、精神保健福祉法第27条第1項の規定による診察の必要性を認め、2名の指定医に診察を依頼した。これを受けて、当該指定医が診察を行い、その診察結果に基づき、当該保健所長は入院措置を行ったものである。

本件処分において、実施機関が不開示とした情報は、次のとおりである。

- (1) 文書1、文書2、文書8、文書10、文書12、文書13及び文書14に記載された本件保護者等情報
- (2) 文書3、文書4、文書5、文書10、文書11及び文書13に記載された本件指定医情報
- (3) 文書5に記載された本件診察立会者情報
- (4) 文書10に記載された本件同行者情報
- (5) 文書13に記載された本件主治医情報
- (6) 文書1に記載された本件通報情報
- (7) 文書5に記載された本件生活歴情報及び本件陳述者情報

実施機関は、これらの情報が、条例第14条第3号及び第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行ったのに対し、審査請求人は、不開示とする意図が不明であるなどと主張していることから、以下、これらの情報の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象情報の不開示情報該当性について

- (1) 条例第14条第3号の不開示情報該当性について

条例第14条第3号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（略）であって、開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」を不開示情報として規定している。なお、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文の不開示情報から除くこととしている。

実施機関は、1の（1）から（5）までの情報が条例第14条第3号の不開示情報に該当するとして不開示としていることから、以下、その当否を検討する。

ア 本件保護者等情報について

実施機関は、本件保護者等情報は、精神保健福祉法第28条第1項に規定する「現に本人の保護の任に当たっている者（以下「現任保護者」という。）」の情報であると解される旨説明するが、当審査会において、平成19年当時の精神保健福祉法（以下「旧精神保健福祉法」という。）並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和26年広島県規則第125号。以下「旧施行細則」という。）を見分したところ、旧精神保健福祉法第20条第1項には、精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる旨が、同条第2項には、保護者が数人ある場合において、その義務を行うべき順位は、1 後見人又は保佐人、2 配偶者、3 親権を行う者、4 前2号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者とする旨が、旧施行細則第7条には、実施機関は、精神障害者を措置入院させたときは、その旨を文書8の様式により「当該入院させられた精神障害者の保護者（法第20条及び法第21条に規定する保護者をいう。以下同じ。）」に通知するものとする旨がそれぞれ規定されていた。

そうすると、文書8にある本件保護者等の氏名については、現任保護者のものではなく、旧精神保健福祉法第20条に規定する保護者（以下「法定保護者」という。）のものと解すべきと考えられることから、この点について実施機関に確認したところ、「入院措置通知書」は、旧施行細則で法定保護者に通知することとされているため、措置入院させられた精神障害者に法定保護者が存在する場合はその者に対して通知しているが、措置入院させられた精神障害者の中には、法定保護者がいない者もあり、そういった者に現任保護者がいる場合は、現任保護者に通知しているということであり、本件においても、審査請求人の措置入院を決定したときには、審査請求人には法定保護者はおらず、現任保護者がいたため、当該現任保護者に通知したということであった。また、「入

院措置解除通知書」についても、平成19年当時の措置入院者届出関係等事務処理要領の第4の4(2)では、単に「保護者」に通知するとのみ規定されていたが、入院措置解除通知書は、入院措置通知書と一对の文書であることから、入院措置通知書により通知した者に通知する運用としており、本件においても文書14により審査請求人の現任保護者に通知したということであった。

これらの実施機関の措置入院に係る実務上の対応状況を踏まえると、文書8及び文書14を含め、本件対象情報に記載されている本件保護者等情報については、現任保護者の情報であると解されるという実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

以上のことから、本件保護者等情報は審査請求人の現任保護者の情報であると解した上で、当審査会において、精神保健福祉法、旧精神保健福祉法及び関係法令等を見分したところ、現任保護者が誰であるかを被通報者、被診察者及び被措置者（以下「被通報者等」という。）に通知することを定めた規定はなく、措置入院の制度上においても、実施機関が誰を被通報者等の現任保護者とするかは、当該被通報者等の置かれている状況により異なるものであり、また、実施機関が誰を被通報者等の現任保護者としたかを本人に通知することとされていると認める特段の事情も確認できなかった。

念のため、実施機関に、他の法令等において、本件対象情報に記載されている現任保護者の情報を被通報者や被診察者に通知する規定の有無を確認したが、そのような法令等の規定は確認できないということであった。

そうすると、本件保護者等情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報であるとはいえ、また、審査請求人は自らの現任保護者が両親である旨推定するが、その推定の正否にかかわらず、審査請求人が何らかの事情でこれを推定するに至った、又は知り得たとしても、それが個別的事情に留まる限りは、審査請求人が慣行として知り得る情報であるとは認められないことから、本件保護者等情報は、慣行として開示請求者が知ることができる情報であるともいえず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

さらに、本件保護者等情報が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであり、また、本件保護者等の氏名、住所、生年月日等である本件保護者等情報が、同号ただし書ハに規定する「職務の遂行に係る情報」（以下「職務遂行情報」という。）に該当するものとも認められない。

したがって、本件保護者等情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

なお、実施機関は、文書1の「その他参考事項」欄の3つ目の項目及び文書10の「保護者」欄で、直ちに本件保護者等情報に該当しない部分についても、本件保護者等情報の一部であり、条例第14条第3号に該当するとして不開示としているが、当該部分については、いずれも本件保護者等情報の一部に含まれると解するのは適当ではなく、同号の不開示情報に該当しないため、開示すべきである。

イ 本件指定医情報について

本件指定医を含む精神保健指定医とは、精神保健福祉法第18条第1項の規定により厚生労働大臣が指定するもので、実施機関は、同法第22条から第26条までの規定による通報等があった場合、同法第27条の規定に基づき、精神保健指定医の中から事案ごとに、措置入院の要否の判断に係る診察（以下「措置診察」という。）を行う医師を委嘱するということであった。

当審査会において、精神保健福祉法、旧精神保健福祉法及び関係法令等を見分したところ、被通報者、被診察者の診察を行った精神保健指定医が誰であるかを被通報者、被診察者本人に通知することを定めた規定はなく、また、厚生労働大臣が誰を精神保健指定医として指定したかについては、一般に一切公表されておらず、実施機関も、事案ごとに委嘱した精神保健指定医が誰であるかを当該事案の被診察者等に通知することはないということであった。

そうすると、本件指定医情報は特定の個人が識別され得る情報であり、条例第14条第3号本文に該当するものと認められ、本件指定医情報を審査請求人に通知することが法令等に規定されている事実はなく、審査請求人が慣行として知り得る情報であると認める事情もないことから、本件指定医情報は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知り得る情報であるとはいえず、同号ただし書イに該当するものとは認められない。

さらに、本件指定医情報が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであり、また、本件指定医の氏名及び印影である本件指定医情報が、職務遂行情報に該当するものとも認められない。

したがって、本件指定医情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

ウ 本件診察立会者情報について

本件診察立会者情報は、審査請求人の措置診察に立ち会った者の氏名及び審査請求人との続柄の情報であるから、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第14条第3号本文の不開示情報に該当する。

また、精神保健福祉法第28条第2項の規定により、措置診察に立ち会うことができる」とされている被診察者の現任保護者に係る情報であると解される」ところ、前記アで述べたとおり、現任保護者が誰であるかについては、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができる情報であるとは認められないことから、条例第14条第3号ただし書イに該当するものとは認められない。

さらに、本件診察立会者情報が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであり、また、本件診察立会者の氏名及び被診察者との続柄である本件診察立会者情報が、職務遂行情報に該当するものとも認められない。

したがって、本件診察立会者情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

エ 本件同行者情報

実施機関によれば、本件同行者情報における同行者とは、被措置者に措置診察を行った施設から措置入院先となる病院へ移送する際に同行した者であるということであった。

精神保健福祉法、旧精神保健福祉法及び関係法令上、どのような者が同行するかや、同行者の氏名を被診察者に対して通知することについて規定されていないことから、本件同行者情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができる情報とは認められない。また、審査請求人は、移送時に同行者の顔や姿などを見ているとは思われるが、措置入院の制度上、移送される被診察者に同行者の氏名を伝えることはなく、同行者も名乗ることはないということであるから、本件同行者情報は、開示請求者が慣行として知ることができる情報とも認められず、条例第14条第3号ただし書イに該当しない。

さらに、本件同行者情報が同号ただし書ロに該当しないことは明らかであり、また、審査請求人の移送に同行した者の氏名である本件同行者情報が、職務遂行情報に該当するものとも認められない。

したがって、本件同行者情報は、条例第14条第3号本文に該当し、かつ、同号ただし書のいずれにも該当しないため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

オ 本件主治医情報について

本件主治医情報に関して、「主治医」については、かかりつけ医や病人・患者の治療に当たる中で、中心となる医師を指すものと解されるが、法令等により明確に定義されているものではないところ、実施機関によれば、「措置入院者の症状消退届」の「主治医氏名」欄は、同届の措置解除後の処置に関する意見等を記載する立場にあり、措置入院先の病院の管理者が措置入院者の主治医と考える医師の氏名を記載することとされているということであった。

実施機関に、措置入院の被措置者に対して、主治医が誰であることを知らせることはないのか確認したところ、現在は、医療法（昭和23年法律第205号）の規定により、入院患者に対してはいわゆる「入院診療計画書」を交付することとされており、当該計画書には主治医の氏名が記載されることが通常であるから、措置入院の被措置者を含め、あらゆる入院患者にとって、誰が自らの主治医であるかは、法令等の規定により知り得る情報であるといえるものの、審査請求人が措置入院させられた当時は、当該規定は施行されておらず、主治医の氏名を被措置者に知らせるような法令等の規定はなかったということであった。

一方で、入院診療計画書の交付に係る規定が施行される前から、一般的に精神科の診療においても、他の診療科と同様、主治医が誰であるかについて、方法は様々であるものの、入院期間中のいずれかの時点で入院患者に対して明らかにされていたということであり、それは、措置入院の被措置者に対しても例外ではないということであった。そうすると、措置入院の被措置者にとって、自らの主治医が誰であるかという情報は、慣行として知り得る情報であると認められることから、本件についても、本件主治医情報は、開示請求者が慣行と

して知ることができる情報であると認められる。

よって、本件主治医情報については、条例第14条第3号ただし書イに該当し、実施機関がこれを不開示としたことは妥当ではなく、開示すべきである。

(2) 条例第14条第7号の不開示情報該当性について

条例第14条第7号は、「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、(略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示とすることを定めている。さらに同号は、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある定型的な例をイからへまでに例示的に列挙しており、そのうち同号へは、「個人の評価、診断、選考、指導、相談等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的の達成ができなくなり、又はこれらの事務の公正かつ円滑な執行に支障を及ぼすおそれ」がある情報は不開示とすることを規定している。

なお、同号の該当性の判断に当たっては、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関は、1(6)の本件通報情報並びに(7)の本件生活歴情報及び本件陳述者情報が、条例第14条第7号に規定する「当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するとして、不開示とした旨説明するので、以下、その当否を検討する。

ア 本件通報情報について

当審査会において、本件通報情報が記載された文書1を見分したところ、「1 通報受理の状況」には、審査請求人が措置診察を受ける発端となった110番通報の内容や当該通報を受けた警察官の対応等が記載されており、「3 通報の必要性」には、審査請求人に対する事情聴取の詳細の状況及び精神保健福祉法第23条の警察官による通報の必要性の判断に係る情報が記載されていた。

このうち、110番通報の内容及び警察官による通報の必要性の判断に係る情報については、これらの情報が、後日、被通報者に知られることを前提とすれば、110番通報者が通報をためらったり、警察官が率直な意見や判断を記載することをちゅうちょしたりすることが予想され、その結果、措置入院の要否について、正しい判断ができなくなるおそれがあると認められる。

したがって、110番通報の内容及び警察官による通報の必要性の判断に係る情報は、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められるため、実施機関がこれを不開示としたことは妥当であるものの、その他の記載部分については、警察官が職務行為として客観的事実を記載したものであり、これらの情報については、開示しても同号に規定する事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないため、開示すべきである。

イ 本件生活歴情報及び本件陳述者情報について

当審査会において、本件生活歴情報及び本件陳述者情報が記載された文書5

を見分したところ、「生活歴及び現病歴」欄には、審査請求人を診察した精神保健指定医が、診察時に陳述者から聴取した審査請求人のこれまでの生活歴、病歴等を基に、措置入院が必要であるか否かを医学的に判断するために必要な情報が記載されており、当該欄の下部には、本件陳述者情報が記載されていた。

実施機関は、本件生活歴情報及び本件陳述者情報を開示すれば、精神保健指定医や陳述者が率直な意見の提供や判断の記載をためらうことが予想され、精神保健福祉法第27条の診察に関する判断に支障が生じるおそれがある旨説明する。

本件生活歴情報は、措置診察に至るまでの被診察者の生活歴や病歴の情報であり、適切に措置入院の要否を判断するためには、具体的で正確な情報が求められるが、措置入院に至る過程の一つである当該診察の性質上、被診察者から必要な情報を得ることは困難であり、これらの情報を知る陳述者の協力は必要不可欠である。そうした前提の下、当該情報の陳述者の氏名である本件陳述者情報と併せ、本件生活歴情報が開示されることが前提となると、陳述者が、被診察者本人の反応又は本人との関係に配慮することにより、率直かつ詳細に意見を述べることをためらうことが予想され、精神保健指定医としても、今後、陳述者が陳述をちゅうちょしないような情報しか記載できないこととなり、その結果、正確な事実の把握が困難となり、措置入院の要否を判断するに当たり必要となる情報を得られなくなる可能性があるため、措置入院に係る事務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件生活歴情報及び本件陳述者情報は、条例第14条第7号の不開示情報に該当するものと認められ、実施機関がこれを不開示としたことは妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表

文 書 名 等			開示すべき部分
文書 1	「精神障害者と認められた理由」欄	「1 通報受理の状況」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 1文字目から20文字目まで ・ 4行目18文字目から 6行目最後まで
		「3 通報の必要性」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 1文字目から 4行目 1文字目まで ・ 4行目 6文字目から10行目最後まで
	「その他参考事項」欄	3つ目の項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1行目 1文字目から 8文字目まで ・ 4行目 1文字目から同行最後まで
文書10	「保護者」欄	「氏名」, 「生年月日」, 「住所」の各欄	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不開示とした部分全て
文書13	「主治医氏名」欄		<ul style="list-style-type: none"> ・ 主治医の氏名

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
30. 4. 26	・ 諮問を受けた。
30. 10. 23 (平成30年度第7回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 11. 26 (平成30年度第8回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。
30. 12. 21 (平成30年度第9回第1部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

井 上 嘉 仁 (部 会 長)	広島大学大学院准教授
内 田 喜 久 平成30年12月1日から	弁護士
松 本 亮 (部 会 長) 平成30年11月30日まで	弁護士
横 山 美 栄 子	広島大学教授